

令和元年 第5回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年5月14日(火)
午前10時00分から午前11時15分
2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員 (16人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 3番 小山正男 5番 中山克己 6番 松本正幸
7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴 11番 古林久和
12番 小田明美 13番 新田 孝 14番 曲 美樹 15番 武村一夫
16番 中島寛司 17番 樋口昌子
4. 欠席委員 (3人)
農業委員 2番 妹尾宗夫 4番 長鉾忠明 10番 山懸将伸
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第26号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第27号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の決定について
日程第7 議案第28号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について
日程第8 報告第12号 農地転用の制限の例外に係る届出について
日程第9 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤敏明 主幹 下平直勲 主幹 前田雅章 主事 梶原千裕 藤元香
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局次長 失礼いたします。ちょっと時間より早いですが、皆さんおそろいのようなので会のほうを進めさせていただきたいと思います。

では、改めまして皆さんおはようございます。

ただいまから令和元年5月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。ご苦労さまです。

令和元年が出発いたしまして、2週間がたちました。まだ、令和という名前にはなじんでいないところがありますが、時間がたたなければこれもしっくりこないのではないかというふうに思います。新しい時代が始まったということでございまして、皆さんもいろんな気持ちで迎えられたというふうに思います。

情勢のほうも、今は中国とアメリカの関税問題に非常に揺れておりますけど、日本のほうもアメリカとの貿易交渉ということで始まっております。どのような結果になるか、農産物は非常に厳しいんじゃないかといううわさでございまして、我々はこういう時代をまた生きていかなければならないわけでございまして、やはり中山間地域、非常に厳しい面もあるというふうに思います。何とかいいこと、いい方法を皆さんで考えてやらなければ、どうにもならないということもございまして。新しい農業者が、やっぱり農業はすばらしい、地域がすばらしいということを感じてもらえるような、そういう時代になってほしいなというふうに思います。

3月末に意見交換会ということで各地域でやってもらいまして、きょうこの資料をいただいたわけです。しっかりとこれを読ませていただいて、各地域で話し合いの場も非常に必要だというふうに思います。また、農業委員会でも何ができるかということをおみんなで考えていかなければというふうに思っております。事務局のほうとしっかりと意見を話し合いながら進めていかなければならないというふうに思います。非常に厳しい時代にまた入っていくのではないかとことも思いますけど、農業委員会一丸となって頑張っていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。それでは、5月の総会を開会したいと思います。よろしく申し上げます。

事務局次長 それでは、本日の欠席委員は3名です。2番委員、4番委員、10番委員よりその旨連絡がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員は19名中16名で、定足数に達しておりますので、5月総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務

めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

それでは、議事録署名委員は9番委員、11番委員を指名いたします。

日程2、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、1ページをお開きください。

本日、審議していただく案件は4件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田3筆6,433㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

それでは、番号1につきまして説明させていただきます。

本件は、地区担当推進委員の方が5月2日に調査を行われておりますので、それをもってご報告をさせていただきます。

権利移転する事由の詳細でございますが、譲渡人は岡山永住の予定であります。親から引き継いだ田畑の売却を考えておりました。片や、譲受人は数年前に会社を退職し、農業規模拡大を検討しておりました。このたび、両者の希望が合致いたしまして、売買の話がまとまったものでございます。譲受人の耕作状況等でございますが、譲受人は定年退職後、専業農家として1ヘク

タールの田を耕作しており、トラクター、コンバイン等の農具一式を有しております。また、申請田の隣接田を有しており、作業、利便性の点からも長期にわたって耕作するものと考えられます。

以上、3条の許可要件は全て満たしていると考えられますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号2でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、田1筆137㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、17番委員さんから説明をお願いいたします。

17番委員 はい。

議長 はい、17番委員。

17番委員 17番です。

推進委員の方が4月29日に調査、現地確認を行いましたので、その報告をさせていただきます。

渡し人、受け人とも親子の関係でございます。渡し人は高齢になり、息子である受け人に権利移転を申請するものでございます。受け人は妻と2人で水稻栽培を主に耕作及び管理をされています。野菜は自家消費です。なお、農機具一式は所有し、今後も農作業に従事すると認められますので、どうぞよろしくをお願いいたします。指摘事項も特にございません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号3でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、田5筆14,503㎡、畑5筆6,015㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、17番委員さんから説明をお願いいたします。

17番委員 はい。

議長 はい、17番委員。

17番委員 4月29日に受け人とお話をしました。既に長期にわたって耕作をされている場所でございます。昔、名義変更のときに持ち畑の交換をされていた部分の移転の作業が不十分で、今回はっきりと権利移転をするということになりました。毎年家庭用の野菜の作付をされている、今後も引き続きやっ

くとのこと。家族は祖母、本人、妻、子と頑張っておられます。指摘条項も何もございません。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号4でございますが、八束の譲渡人が、経営移譲により、同じく八束の譲受人に、申請農地、田4筆17, 038㎡、畑10筆49, 096㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、報告を事務局よりお願いいたします。

主幹 議長。

議長 はい、事務局。

主幹 担当農業委員さんより調査票を預かっておりますのでご報告いたします。

5月1日に家族全員と会い、申請書持参者と現地確認を行いました。譲受人は譲渡人の娘婿であり、結婚以来21年間、家族とともに家業で酪農業をしております。このたび、譲渡人が70歳を迎えることから経営移譲を行うものです。譲受人は家族全員で牧場を経営しており、今後も酪農業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

1番委員 はい。

議長 はい、どうぞ1番。

1番委員 1番委員。

2番の世帯人が3人になっただけですけど、2名って言われたんですけど。2名であれしとるというて報告があったんですけど、ここ3人になっただけです。

17番委員 ごめんなさい。3人です。ごめんなさい。

議長 それでは、3人ということをお願いします。

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。それでは、ほかにはなしということで、これをもって質疑を

打ち切ります。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第24号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 議長。

議長 はい、事務局。

主幹 議案第24号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件でございます。

2ページ目をお開きください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、現在の墓地が山間地にあり、墓地に至る道も急な坂道であるため、墓参りや管理が困難になってきていることから、実家に近い場所に設置するため、申請地、畑1筆19㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 議案番号1番につきまして、担当推進委員さんが5月1日に申請人と2人で現地確認を行っております。それをご報告させていただきます。

転用しようとする事由の詳細ですけれども、現在の墓地は山の中にあり、日陰となり、環境が悪く、墓参りの道も急な山道であり、家族が高齢化となり、墓参りもできないような状況になり、今回日当たりのよい自宅周辺に墓地をすることになり、家族全員が楽に墓地参りするために申請をするものでございます。申請地の位置ですけれども、県道勝山栗原線より■■■■より約5

00mほど入った自宅の隣約300mのところにあります。周辺の状況ですけれども、東が畑、西が畑、南も畑、北が雑種地となっております。周辺農地への影響ですけれども、周辺農地は北と南は申請者の所有している畑でございます。また、西側にありますけれども、これも畑で、隣接の方にも了承を得ているということなので何ら問題ないと思います。その他指摘事項はございません。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹

番号2でございます。

申請人（落合）は、現在の墓地が実家から遠方の山際にあり、参道も荒れて維持管理が困難になってきたため、実家近くの申請地に移設するため、申請地、畑1筆19㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、担当委員さんが欠席されておりますので事務局より報告をお願いします。

主幹

議長。

議長

はい、事務局。

主幹

番号2につきまして、担当農業委員さんより調査票を預かっておりますのでご報告いたします。

5月6日に申請人立ち会いのもと、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、現在の墓地が山中の便の悪いところであり、自己所有の畑の墓参りのしやすいところに墓地を移転するものです。申請地の位置ですが、■■■■にある生家から南へ■■■■、■■■■をそれぞれくぐった500mくらいの位置にあります。周囲の状況ですが、東西南北、全て畑となっております。周辺農地への影響ですが、近隣民家の方にも承諾済みであり問題ありません。その他指摘事項もございません。

以上のおり、本案件については転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響についても問題ないと思われまますので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、続きまして番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主幹

3ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人（勝山）は、現在の墓地が実家から遠方の富原地区にあり、墓参りや

管理が困難になってきていることから、自宅近くの申請地に墓石を移転するため、申請地、畑1筆17㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

議案番号3につきましては、担当推進委員より確認の書類が出ておりますので、それに従って説明をさせていただきます。

現地確認は、5月4日に申請人立ち会いのもと、現地確認を行っておられます。転用しようとする事由の詳細についてですが、申請地は長年にわたり申請人が畑として耕作をしてきましたが、昨年病気になり、入院をし、退院後も体調が戻らず、労力不足により耕作をやめ、また申請人の実家墓地が富原の山の中腹にあり、管理及び参拝が困難になり、自宅の近くへ移転するものです。なお、墓地転用は畑面の一部です。申請地の位置等ですが、申請地は申請人の自宅裏、北西に隣接しています。周辺の状況ですが、東が畑、西が畑、南、畑、北、畑、全て自己所有ですと、こうなっております。周辺農地への影響ですが、申請人所有の畑ですので特に問題はないと思われまふ。その他指摘事項ですが、墓地設置に当たっては半径100m以内の近隣同意を得ておりますので、問題はないと思われまふ。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。こうなっております。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号4でございます。

申請人（八束）は、申請地、田2筆、合計4,053㎡のうち2筆合計8,42㎡に、一時転用により営農型太陽光発電設備を設置し、下の農地でソバを栽培するため、転用申請をするものです。農地区分は農振農用地と判断されますが、農振農用地の例外許可基準、「次の（ア）申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること。及び（イ）農振法第8条第1項または第9条第1項の規定により定めら

れた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」を満たす一時転用に該当しています。転用に伴う費用は、建物施設 〇〇〇〇万円、解体撤去費 〇〇〇〇万円。費用の内訳として、 〇〇〇〇万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、中国電力との契約書類、経済産業省に対する再生エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明の写し、下部の農地における営農計画書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、担当委員欠席のために事務局より報告をお願いいたします。

主 幹 議長。

議 長 はい、事務局。

主 幹 番号4につきまして、担当農業委員さんより調査票を預かっておりますのでご報告いたします。

令和元年5月9日に申請人立ち会いのもと、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、平成30年4月に営農型太陽光発電設備の設置ということで申請をされましたが、作付品目の変更により取り下げとなった案件です。当時、柿を作付する予定で申請しておりましたが、栽培に長い年月がかかるため、このたびソバに変更し、再申請するものです。申請地の位置ですが、 〇〇〇〇より南西約400mの場所に位置しています。周辺の状況ですが、 〇〇〇〇番地につきましては東が田、西が牧草地、南が畑、北が市道、 〇〇〇〇番地につきましては東が市道、西が農道、南が市道、北が自宅になっております。周辺農地への影響ですが、太陽光発電設備による日照権の問題はなく、周辺農地への影響はないと思われま、考えます。その他指摘事項もございませんので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございません

か。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は9件となっております。

4ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、使用借人（市内法人）は、市発注の北房地区災害復旧工事を行うに当たり、鉄板を敷き並べ、重機の進入路及び材料置場として使用するため、申請地、田2筆、合計2,489㎡のうち290㎡を、使用貸人（北房）の2名から借り受け、仮設道路及び資材置場に一時転用するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、本体工事の請負金で対応することです。添付書類として、土地利用計画図、平面図、横断図、縦断図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員

議長。

議 長

はい、6番委員。

6番委員

6番です。

担当推進委員さんに調査していただきまして、その調査報告書を読まさせていただきます。

現地確認日は、平成31年4月25日です。転用しようとする事由の詳細ですが、昨年7月豪雨災害において、■■■■地内の■■■■川が氾濫し、災害が発生しました。今回、真庭市から災害復旧事業を北房管内の使用借人が請け負ったものです。現場は河川復旧工事で隣接地である水田農地を工事のため、重機や資材を置くために占有することとなります。譲渡人2人と譲受人との協議がまとまったことから申請を行うものです。なお、田植え後から8月末ま

での一時転用となるものです。申請地の位置等ですが、申請地は■■■■集落から東に約500mの山林と山林に囲まれた場所に位置しております。周囲の状況ですが、東が水田や道路、西が川と山林、南が川、北が水田となっております。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接した農地は災害関係者の農地であり、早い復旧が必要なこと、それ以外で周辺に対して日照、通風等に支障を来すことはないと思われまふ。その他指摘事項もございませぬ。よろしくご審議ください。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹

番号2でございます。

申請人、譲受人（北房）は、福祉施設を経営しており、このたび申請地に隣接する家屋を購入したため、申請地を舗装し、自家用車及び経営する福祉施設への入所相談者の駐車場に整備することと、あわせて既設の車庫は平成5年ごろに建築され、農機具倉庫として使用されていましたが、この車庫を通常の車庫及び物置として使用するため、申請地、畑2筆、合計236㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、露天駐車場及び車庫にするため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■万円、土地造成■■■万円、進入路の整備■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございませぬ。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長

はい、12番委員。

12番委員

議案番号2です。5月3日に担当推進委員が現地確認を行いました。農業委員も同席しております。転用しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人はことし4月より譲渡人の実家で空き家となっていた住宅に入居いたしました。宅地内は駐車スペースが狭くて、1台しか駐車できないこと。それも、車の出入りに見通しが悪くて危険なこと。そして、あわせて譲受人の仕事上の相談に来られる方の駐車スペースも必要なために新たな駐車場を検討しておりました。近隣の土地を検討したところ、住居の北側にある譲渡人の畑で話がまとまり、このたびの申請となりました。位置ですけれども、申請地は譲受人の住居からすぐ10m北側にあります。周囲の状況ですけれども、東が道路、西、畑、南は道路、それから北は道路です。申請地に隣接した小さな農地がありますけれども、本申請は一般的な駐車場であり、日照、通風等

に支障を来すことはないと思われます。また、駐車場の排水を地域の集落排水へ流すことなどへの同意などは、また駐車場へ転用するためのことなどは隣地の同意を得ております。特にほかにはありません。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

5ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（北房）は、自宅の敷地の一部が国道の歩道拡幅のため買収されたことにより、自宅の駐車場にとめると車が歩道にはみ出る状態となっており、出庫する際には歩行者や自転車にとって危険を感じている状況の中、今後駐車場部分を部屋に改修する計画もあり、駐車場が必要となっております。また、譲受人は会社を経営しており、社用車や社員の通勤車両の駐車場が不足していることもあり、申請地、田2筆、合計516.93㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、露天駐車場を整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 はい。

議 長

はい、12番委員。

12番委員

この件につきましては、5月3日に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細でありますけれども、譲渡人と受け人は同一集落の住人です。受け人の自宅は旧国道313号沿いにあつて、車庫は手狭で、出入りに危険なことが多くて困っておりました。また、経営している会社が近くにあつて、会社駐車スペースも不足しておりました。一方、自宅南側にある当該地は耕作されずに長年保全管理がなされているのみでありました。譲渡人は駐車場にするために譲ってもらいたいと前々から伝えられていたんですけれども、このたび先代からの相続がきっちりしたために売買できることになって応じることにしたものです。場所ですけれども、■■■■より東方、東の方面600mぐらいのところの国道313号バイパスと旧道に挟まれて、譲受人の自宅に隣接しております。東、道路、西、田、南、道路、北、譲受人の自宅です。周辺ですけれども、隣地所有者には了解を得ております。西側は田

番号5でございます。

申請人、使用借人（落合）は、現在アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地、田1筆301㎡を、父である使用貸人（落合）から借り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は30%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、地区担当推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 地区担当推進委員でございます。

それでは、申請番号5について説明します。平成31年4月29日に使用貸人立ち会いのもと、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、使用貸人と使用借人は親子関係で、使用貸人はもともと申請地近くで農業をしていましたが、住居は地形が悪く、道路は狭小で生活に不便が生じ、少し離れたところに現在地に居住を構えております。使用借人は市内勤務で、現在市内のアパートに住んでいますが、子供が大きくなり、現在の居住が手狭になったことから、新たに自己住居を建設するため宅地用地を探していたところ、使用貸人と話がまとまり、このたび申請を行うものでございます。申請地の位置ですが、申請地は■■■■の東側で、市道を挟んで隣接しております。続きまして、周辺の状況ですが、東側が使用貸人の畑、西側が市道を挟んで■■■■、南は畑、北に宅地と畑がございます。周辺農地への影響でございますが、申請地に隣接した農地はありますが、本申請は一般的な個人住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われま。また、地域の水利組合及び隣接する住居、農地所有者等には同意を得ているようでございます。その他指摘事項は特にありません。

以上です。ご審議方々よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号6でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在アパートに住んでいますが、祖父母や母も高齢となっており、将来世話ができるよう、申請地、田1筆329㎡を、譲

渡人（久世）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に係る費用は、土地購入費は祖父から譲り受けるため〇〇円、土地造成〇〇〇〇万円、建物施設〇〇〇〇〇〇万円。費用の内訳として、〇〇〇〇〇〇万円。建ぺい率は、35%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 1番でございます。

番号6番について報告いたします。現地確認を31年4月29日に譲受人、譲渡人同席のもとに行かせていただきました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は譲渡人の孫で、現在市内のアパートに妻と2人で住んでいて、近く子供さんが生まれるということです。消費税も上がる予定もありますし、将来は両親も見なければならないということから、譲渡人に相談し、話がまとまったものです。なお、農振指定地域は除外されております。申請地の位置ですが、〇〇〇〇〇〇より西へ約100m行ったところを南へ約100m入ったところでございます。周囲の状況ですが、東が市道、西が田、南が田、北が田でございます。周辺農地への影響ですが、三方が田でございますが、通常の一般住宅であり、また三方とも譲渡人の田であり、農地への影響はないものと思われま。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 7ページをお開きください。

番号7でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地、田1筆194㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に係る費用は、土地購入

■万円、土地造成■万円、建物施設■万円。費用の内訳として、■万円。建ぺい率は、30%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

担当推進委員さんから報告書を預かっておりますので、報告させていただきます。

5月6日に譲受人立ち会いのもとに現地確認を行っております。転用しようとする事由の詳細でございますけれども、譲受人は現在アパートで生活しておりますが、子供も大きくなり、現在の住居が手狭になったことから、子供が■に通学していることもあり、同じ学区で新たに自己住宅を建設するために学校周辺の土地を検討していたところ、このたび譲渡人と話がまとまったことから申請を行うものでございます。申請地の位置でございますけれども、申請地は■から北へ400mほどにある集落の外れに位置しております。周囲の状況でございますけれども、東は市道、西は転用予定地、南は水路、市道、北は田であります。周辺農地への影響でございますけど、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は一般の個人住宅の申請であるため、今後の耕作の日照、通風に支障を来すことはないと思われます。また、この農地に附属する改良区には住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はございません。

以上のおり周辺農地への影響についても問題ないと思われますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号8でございます。

申請人、譲受人、市内法人（勝山）は、番号7の土地所有者より、耕作が困難なことから土地の処分について相談を受けており、当初計画では番号7の転用者が住宅用地として取得することで話が進んでおりましたが、資金的な理由などにより不要な部分が残ってしまいました。申請人は、かねてより土地所有者から土地処分について相談を受けていたことや近隣も住宅地であることから、このたび、申請地、田1筆227㎡を、譲渡人（久世）から譲り

受け、建て売り住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。転用に係る費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は、27%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

担当推進委員さんから報告書を預かっておりますので、報告させていただきます。

4月30日に譲受人立会のもと、現地確認を行っております。転用しようとする事由の詳細でございますけれども、譲受人は建設業を営んでおり、新たな建て売り住宅の建設用地を検討していたところ、このたび譲渡人との話がまとまったことから申請するものでございます。申請地の位置でございますけれども、申請地は■■■■から北へ400mほどにある集落の外れに位置しております。先ほどの申請番号7の申請地の西側になります。周囲の状況でございますけれども、東は転用予定地、西は田、南は水路、市道、北は田であります。周辺農地への影響でございますけど、申請地に隣接した土地がありますが、本申請は一般の個人住宅の申請であるため、今後の耕作の日照、通風に支障を来すことはないと思われます。また、この農地に附属する改良区には住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はありません。

以上のおりご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 8ページをお開きください。

番号9でございます。

申請人、譲受人（勝山）は、現在の墓地の場所が自宅の位置から遠方にあるため、高齢となり墓地の維持管理が困難となってきたため、申請地、畑1筆17㎡を、譲渡人（勝山）から譲り受け、墓石の移転をするため、転用申請

するものです。農地区分、申しわけありません。議案書のほうに2種と記載しておりますが、3種の誤りです。申しわけありません。修正をお願いいたします。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

この件につきましても、先ほどの議案番号3と関連しておりまして、担当推進委員より調査報告書が提出されておりますので、それに従って報告をさせていただきます。

議案番号9につきましては、5月4日に申請人立ち会いのもと現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲渡人と譲受人は夫婦の関係にあり、先ほど審議いただいた第4条の議案番号3と関連しております。譲受人名義の墓地を新設するため、譲渡人の畑を一部分筆し、譲受人に所有権移転するものです。先ほどの事情と同様、奥様の病気及び加齢により労力不足となり、耕作できないため、墓地の準備をしたいとのことです。申請地の位置等ですが、譲受人の自宅裏（北西側）に位置しております。周囲の状況、東が畑、西が畑、南が畑、北が畑となっております。周辺農地への影響ですが、周囲は譲渡人の畑ですので特に問題はないと思われまます。その他指摘事項として、新設墓地の上限面積が20㎡以下となっているため、夫婦別名義で墓地新設となっております。

以上のおり本案件について転用はやむを得ないものと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。こうなっております。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。質疑なしと認めまます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第26号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主幹 議長。

議長 はい、事務局。

主幹 議案第26号につきまして、9ページをお開きください。

議案第26号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和元年5月14日付での公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全99筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第27号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 幹
議 長
主 幹

議長。

はい、事務局。

それでは、17ページの議案第27号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてご説明します。

この決定につきましては、農林水産省経営局長通知に基づきまして、全ての農業委員会において取り組み、みずから点検、評価を行うものでございます。

18ページをごらんください。

18ページの左側は、平成31年3月31日現在の農業委員会の状況となっております。

右側のページをごらんください。

時計文字2番、担い手への農地の利用集積、集約化でございます。管内の農地面積5,660ヘクタールに対しまして、これまでの集積面積1,301ヘクタール、集積率は22.99%となっております。

2番目の平成30年度の目標及び実績でございます。

①の集積目標1,725ヘクタールに対し、集積実績1,306ヘクタールということで、達成状況は75%となっております。

3番目の目標の達成に向けた活動でございます。活動実績といたしましては、通年、随時相談業務等における農業者に対する利用権設定制度や農地中間管理事業の周知、利用集積に向けた掘り起こしの活動を実施しました。

4番の目標及び活動に対する評価でございます。下の枠、活動に対する評価といたしまして、引き続き農地中間管理事業の周知を行い、農地中間管理事業を中心に担い手への新規集積を推進していくことといたします。

19ページをごらんください。

時計文字3番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります。

平成27年度以降の新規参入者は、平成27年度が7経営体、28年度が11経営体、29年度が12経営体となっております。

2番目、30年度の目標及び実績でございます。

30年度の参入目標10経営体に対しまして参入実績は12経営体ということで、達成状況は120%となっております。

続きまして、19ページ、右の時計文字4番、遊休農地に関する措置に関す

る評価でございます。

現状管内の農地面積5,702ヘクタールに対しまして、遊休農地面積が42ヘクタールとなっております。割合は0.74%でございます。

3番目、2の目標の達成に向けた活動といたしまして、昨年10月から3月にかけて荒廃農地の現地確認調査を行いました。農地法第32条第1項第2号の調査に該当しており、調査筆数80筆、調査面積12ヘクタールとなっております。

4番目、目標及び活動に対する評価でございますが、活動に対する評価といたしまして担当地区の現地確認を継続して行います。

続きまして、20ページをごらんください。

時計文字5番、違反転用への適正な対応でございます。

1番目、現状及び課題でございますが、違反転用は見られませんでした。今後遊休農地の増加が懸念される中、特に山間部においては地元農業者の目も行き届きにくく、違反転用の発見がおくれがちで、済みません。マイクの調子がおかしいです。違反転用の発見がおくれがちであり、重点的な監視活動が必要となります。

続きまして、右側のページ、時計文字6番、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

中ほどにございます申請者への審議結果の通知でございますが、申請者への総会等での指摘や許可条件を説明した件数83件、不許可処分の理由の詳細を説明した件数はゼロ件となっております。また、一番下の枠、処理期間ですが、標準処理期間は申請書受理から25日と定められておりますが、平均も25日となっております。

続きまして、21ページをごらんください。

3番目、農地所有適格法人からの報告への対応でございます。

管内の農地所有適格法人は22法人となっております。

続きまして、右側をごらんください。

時計文字7番、地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容となっておりますが、農地の貸し借りの相談に対して、農地中間管理事業の案内等の個別対応を行いました。農地転用の申請についての相談は、農地法の説明を行い、転用内容によりその制度説明を行いました。

以上、簡単ではございますが、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。はい、どうぞ。

12番委員 すみません。純粋に質問だと思ってください。

せんだって、年度末に調査に行かせていただきました。もういかにもだめな土地を見せていただいて、これはだめだろうという判断をいたしましたね。その調査の結果っていうのが、例えば面積的にとかね、数とかで、こういう評価に上がってくるのかなと、来るまでに去年のこのコピーを見て思っておりましたが、そういうのとは関係のない話なんではしょうか。ちょっとよくわからずに聞いてますよ。

今回、今修正部分の紙をいただきました。修正部分の紙と前からいただいている紙を見ますと、一番最後の活動に対する評価の文章が違ふとか、3番の活動実績のところの調査数が80筆に、12ヘクタールに変わっているとか、そういう修正部分があるんですけどね。その修正の部分も、あれ、それはどうなのかっていうことと、それから恐らく遊休農地っていうことは、この間の年度末の調査というものが何らかの仕事として反映されとるんちゃうかと、実は期待してきょう来たんですけど、それはもう関係ないんですか。そこのところを教えてくださいませんか。それわからずに聞いてますんでね、すみません。

議長 よろしいか、事務局。

主幹 失礼します。3月に実施していただいた荒廃農地調査につきましての実績を差しかえて、差しかえ前の総会資料、19ページの3の2に記載できておりませんでした。その荒廃農地調査確認現地作業が、ここの活動実績の、法で言うと32条第1項第2号の調査の対象になるということが、総会資料を作成した後に、すみません、私の勉強不足で申しわけないんですけど該当するということで、今回差しかえとして調査数、筆数として80筆、調査をしていただいた総面積12ヘクタールということで記載をさせていただきました。

それで、今後の目標及び活動に対する評価ということで、以前は実施ができなかったというような内容で記載しておりましたが、こういったことより今後も適正に農地、遊休農地調査等々を実施していくというような表記に変えさせていただきます。

12番委員 そうしますと、今よくわかりました。どっかに反映されへんのかなと思ってましたのでね。わかりました。

そうしますと、その遊休農地がふえたっていうことになりますと、その大きい4の1の現状の課題とかというて書いてあるところの遊休農地面積みたいなもんも変わったりはしないんですか。毎年これネットで見ますと、毎年こ

の活動の点検とか評価についてはネットでオープンにされておりますよね。この流れがなかなかどういう意味なのかがつかめなかったんですね、これまで。

議長 よろしいか。そこのところを、ほんなら説明してください。

主幹 すみません。現状及び課題のところに記載している42ヘクタールの遊休農地面積、これは12ヘクタールですか、80筆、12ヘクというのが含まれておまして、12ヘクの荒廃農地調査の調査に対して、ここの活動実績に上げられてなかったということになります。内数ですね。42ヘクのうち12ヘクが遊休農地と。12ヘクが荒廃農地調査のその32条第1項第2号に該当することがわかったので、調査対象農地として80筆、12ヘクを上げさせていただいたということです。

12番委員 ありがとうございます。自分たちのやった仕事が、こういうきちっとした調査書の中にどう反映していくかっていうのは、やっぱり知りたいことなんですよね。何かわからへんけど、ただやっていうんじゃないで、ぜひ反映させてあるということがわかりたいんですよね、私たち。これからも、よろしく願いいたします。ですから、きょうこうやって説明をしていただいたんですけども、できましたら、去年のはここの数字が、例えば現在の農地の数字がこんだけや、遊休農地がこんだけふえたから、ここに書いてあるやつがここに書いてあって、こっからこれを何ぼ引いたからここの結果でこうなったんやと。そういう説明で、また。いや、今回はもういいですよ。今回はいいんですが、この読み方ですね。読み取り方を何か、私ら初めての者やから、というて何ですが、わかりやすく、ぜひご説明をお願いしたいと思いました。きょうはいろいろとありがとうございました。

議長 わかりました。

事務局のほうにも、また改善してもらいたいということです。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切りたいというふうに思います。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、議案第28号、平成31年度の目標及びその達成に向

けた活動計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 事
議 長
主 事

議長。

はい、事務局。

それでは、22ページ、議案第28号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてご説明いたします。

この決定につきましても、農林水産省経営局長通知に基づき、全ての農業委員会において取り組み、平成31年度の活動計画を策定するものです。

ここで申しわけありませんが、議案の訂正をお願いいたします。文面の下から2行目の「平成29年度」とありますが、「平成30年度」に訂正をし、修正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

それでは、23ページをごらんください。

左側時計文字1番、農業委員会の現状でございますが、現状ということで議案第27号の数字と同じでございます。

右側時計文字2番、担い手への農地の利用集積、集約化でございます。

1番目、現状及び課題といたしまして、管内の農地面積5,590ヘクタールに対しまして、これまでの集約面積1,306ヘクタールということで、集積率は23.36%ございました。

2番目、平成31年度の目標及び活動計画でございますが、集積面積は1,310ヘクタール、うち新規集積面積は3ヘクタールとしております。

続きまして、時計文字3番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

平成30年度新規参入者数は12経営体となっており、2番目の平成31年度の目標及び活動計画による目標は前年度と同じく10経営体としております。

続きまして、24ページをごらんください。

時計文字4番、遊休農地に関する措置でございます。

まず、1番目の現状及び課題ですが、平成31年4月現在の遊休農地は55ヘクタールであり、昨年が42ヘクタールに対し増加しております。農地中間管理機構の利用促進や利用意向調査を実施するなどして遊休農地の解消に取り組みたいと思います。

続きまして、時計文字5番、違反転用への適切な対応でございます。

現在まで違反転用の報告を要する案件は来ておりませんので、ゼロヘクタールということでございます。

続きまして、2番目の平成31年度の活動計画でございますが、農地を農地以外の目的に転用するには農地法による農業委員会の許可が必要であるとい

うことを農業者を初め、広く市民の皆様に周知を行うとともに、違反転用を発生しないよう年1回、市内全域を対象に農地パトロールを実施する、また日常的な農業委員会活動におきましても周知を強化するという目標でございます。

以上でございますので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。はい、どうぞ。

担当推進委員

これをもとに農業委員会でやっていくということなんでしょうけれども、これを見ると、活動計画は目標達成のために何月に、何を行うか、詳細かつ具体的に記入というふうになっているんですけども、何を詳細で具体的かという問題もあるかと思えますけども、非常に抽象的でわかりにくいですし、これで行動しようとする、なかなか難しいと思う。

例えば、違反転用への適切な対応のところ、農地パトロールの実施や農業委員会広報云々というのがありますけども、農地パトロールをしようすると、やっぱり地図が要るんですけども、この前意見交換会でも要望したんですけども、非常に地図がわかりにくい。農地ナビを見ても、そのときの情報がタイムリーにあるかというところじゃない部分もあるんです。そうすると、やっぱり地図は毎年更新で出していただくとかというふうにしなないと、パトロールもなかなかできにくいという状況になりますので、そういった方法等もやっぱりちゃんと網羅していただかないと非常にやりにくい状況で、書くだけ書いたというような感じにもとれますので、何か随時相談会云々とありますけども、何の相談会を指しているのか、随時やられてるということですけども、いつやられてるのかというのを具体的に、集中的にやっていくとかというふうにしていかないとやっぱりわかりにくいと思うんです。これはアクションプログラムがないと実行計画には移っていかないと、思うように思えますので、そういったあたりを少し細かく検討いただければなというふうに思います。

以上です。

議長

わかりました。

事務局から何かありませんか。

農地パトロールは昨年はちょっとできなかったんですけど、年1回、日を決めて地域でやっておりました。1回ではなかなか難しいかなということで、今後は地域で相談して、いい日にやっていただくというのが一番いいのかなというふうに話しておられますけど、まだ決定はしていません。今後、運

営委員会等で話して、ぴちっとそこら辺のところを詰めていきたいというふうに思っております。

地図という問題につきましては事務局等の対応が必要なんで、そこらができるだけ努力していただいて、地図を出していただくようお願いしたいというふうに思います。

よろしいですか。

主 幹 今回の活動計画に対しても、具体的にもう何月に何ということっていうのを記載したほうがいいとご意見だと思っておりますけども、そのようにしますが、先ほどの話で行くと、パトロールも実施期間というのは特定できないので、何月から何月というような書き方になってしまうかと思いますが、それでもよろしいですか。ほかの委員さんも、それでよろしいですか。

<「異議なし」の声>

主 幹 わかりました。そうしましたら、こちらの一番下部になりますが、活動計画につきましてはおおよその期間を記載して公表するということに変えさせていただきます。

修正内容につきましては、もう実は6月までにはホームページに載せる必要がありますので、こちらの事務局側に任せていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 よろしいですか。

<「異議なし」の声>

主 幹 ありがとうございます。じゃあ、事務局含め全部協議をさせていただきまして、修正して公表をさせていただくこととさせていただきます。済みません。ありがとうございました。

議 長 6月に運営委員会をぜひ開いていただいて、きちっとそこでも話を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお祈いします。
ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてということで、この案は原案のとおり可決されまし

た。

続きまして、日程8、報告第12号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程9、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

主 事
議 長
主 事

議長。

はい、事務局。

25ページをお開きください。

報告第12号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は落合です。田1筆53㎡を農業用進入路にするものです。

1ページお進みください。

報告第13号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の6件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

番号1でございますが、借借人、北房、賃貸人、市外です。農地の所在以降はお目通しをお願いします。

番号2でございますが、借借人、賃貸人、ともに落合です。農地の所在以降はお目通しをお願いします。

番号3でございますが、借借人、賃貸人、ともに久世です。農地の所在以降はお目通しをお願いします。

番号4でございますが、借借人、賃貸人、ともに中和です。農地の所在以降はお目通しをお願いします。

番号5でございますが、借借人、賃貸人、ともに八束です。農地の所在以降はお目通しをお願いします。

番号6でございますが、借借人、賃貸人、ともに八束です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議 長

日程8、報告第12号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程9、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますの

で、ご了解いただきたいというふうに思います。
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。
皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。
事務局より。

<「なし」の声>

議 長 それでは、以上で5月総会を閉会したいと思います。次回6月総会は6月
11日火曜日の午前10時からの予定ですので、よろしく願いいたします。

(午前11時15分 閉会)